

## 松本市新たな保育・幼児教育の在り方に関する専門者会議設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、将来的な公立、私立の連携を含めた本市の新たな保育・幼児教育の在り方に関する多角的かつ総合的な検討を行うため、松本市新たな保育・幼児教育の在り方に関する専門者会議(以下「専門者会議」という。)を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 専門者会議は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に提言するものとする。

- (1) 公立・私立の連携の現状と今後の在り方に関すること。
- (2) 新たな保育・幼児教育環境の整備に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

### (組織)

第3条 専門者会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保育従事者
- (2) 保護者
- (3) 保健医療者
- (4) 地域子育て関係者
- (5) 有識者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項について、市長に提言する日までの間とする。

### (役員)

第5条 専門者会議に座長及び座長代理各1人を置き、委員の中から市長が指名する。

2 座長は、専門者会議を代表し、会務を総理する。

3 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 専門者会議は、市長が招集し、座長が会議の議長となる。

### (庶務)

第7条 専門者会議の庶務は、こども部保育課において処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この告示は、令和3年6月25日から施行する。